自由民主党

梅　澤　佳　一議員



1　「埼玉ゆかりの三偉人」から「埼玉五大偉人」へ
2　ペロブスカイト太陽電池の導入推進について
3　病床数の適正化支援について
4　米価の安定について
5　利根川水系の治水対策について
6　高校における平和学習について
　⑴　県立高校における平和学習と主権者教育の充実について
　⑵　校外学習における安全管理体制と政治的中立性の確保について
7　地元問題
　⑴　県道川越栗橋線小林交差点の整備について
　⑵　久喜市内の治水対策について

委員長報告

［目　　次］

頁

議会運営委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

常任委員会
企　画　財　政 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
総務県民生活 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
環　境　農　林 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
福祉保健医療 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
産業労働企業 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
県土都市整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
文　　教 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
警察危機管理防災 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

特別委員会
５か年計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
自然再生・循環社会対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
地方創生・行財政改革 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
公社事業対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
少子・高齢福祉社会対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
経済・雇用対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
危機管理・大規模災害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
人材育成・文化・スポーツ振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
八潮市道路陥没事故調査等 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

議会運営委員長報告



委員長　藤井健志

議会運営委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、「田村琢実議員に対する処分要求の件」及び「井上航議員に対する懲罰の件」の２件であります。

審査に当たりましては、処分要求者及び懲罰動議の提案者から説明を受け、審査を行ったところであります。

以下論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「田村琢実議員に対する処分要求の件」について、「田村議員から直接お詫びをしたいとの申入れを行ったところ、受け入れていただけなかったと聞いている。今回の陳謝の処分を求める方針と、謝罪を受け入れないことは、相反するように感じるがどうか」との質疑に対し、「謝罪の申入れがあった時点で、処分要求を求めるという行動に入っていた。その段階で対象となる方に直接会うべきではないと判断した」との答弁がありました。

次に、「井上航議員に対する処分要求の件」について、「誤って大きい音を出したのではないか。なぜ、威嚇と断定したのか」との質疑に対し、「現に恐怖を感じた職員のほか、威圧を感じた委員もおり、そのことは問題であると考えている」との答弁がありました。

続いて、討論に入りましたところ、「田村琢実議員に対する処分要求の件」について懲罰を科すべきとすることに反対の立場から討論がありました。次に、「井上航議員に対する懲罰の件」について懲罰を科すべきとすることに反対の立場から「懲罰の根拠となる客観的証拠や基準が全く示されていない。大きな音という表現の具体的な基準も不明瞭であり、録音記録を確認せず、また自民党によるヒアリングのみを根拠にすることは客観性を欠いているため反対である」等の発言がありました。

以上のような審査を踏まえ田村議員及び井上議員に「公開の議場における陳謝」の懲罰を科すことについて採決いたしましたところ、賛成多数をもって、該当議員については懲罰を科し、懲罰の種類は公開の議場での陳謝とすべきことと決定した次第であります。

続いて、陳謝文案について協議し採決したところ、多数をもって、お手元に配布したとおりの内容で決定したところでございます。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

企画財政委員長報告



副委員長　松本義明

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第104号議案の１件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「補正予算の財源として、今回のように繰越金を充当すると、今後活用できる財源が減少する。一方で、近年、自然災害がいつ発生してもおかしくない状況になっているため、機動的に対応できるよう、財源も含めた備えが必要であると考える。今後、補正予算に活用できる財源をどれくらい確保しているのか」との質疑に対し、「今回の補正予算案において、繰越金を３億5,311万９千円計上した後に活用できる財源としては、まず、令和７年度決算の剰余金である約418億円がある。また、財政調整のための３基金については、交付税の精算措置などを除いた実質的な残高が約401億円であり、これらを合計した約820億円が、理論上、今後の補正予算で活用可能な財源である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「金利上昇局面での県債による資金調達について」質問が行われました。

その中で、「今後も、引き続き金利が上がる、又は高止まりすると考えられるが、金利上昇局面において、県は安定的な資金調達ができているのか」との質問に対し、「金利上昇局面においても、投資家の需要を見極め、機動的に県債を発行することで、現時点では、必要な額の資金調達はできている。具体的には、事前に発行の時期や金額などを定めないフレックス枠を1,200億円分設定し、投資家の需要が多く見込まれた時期に、より多くの県債を発行できるよう工夫している。また、金利上昇局面においては、年限の比較的短い債券を好む投資家が多いことから、10年債よりも５年債の発行割合を増やしているほか、今年度は県として初めて３年債を発行している。さらに、投資家の意向を的確に把握するため投資家へ頻繁に訪問し、県債のＰＲを行うとともに、投資家の声を直接聞くようにしている」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活委員長報告



副委員長　鈴　木　まさひろ

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第111号議案の１件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「入札参加者７者のうち、３者が失格、２者が無効となった背景はどのようなものか。また、失格や無効が多いが、入札参加者への事前周知は十分に行われ、適正な競争が確保されたと考えているのか」との質疑に対し、「失格及び無効が発生した背景は、入札金額見積内訳書において、項目別の経費の計上が、契約の履行上、最低限求められる数値的判断基準を下回ったことや、提出書類の不備等によるものである。また、入札公告等により参加事業者へ周知を行っており、適切に入札が執行されたものと考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「私学助成の現状と今後の支援の在り方について」質問が行われました。

その中で、「本県の私立学校への運営費補助は、依然として全国的に低い水準にあるが、令和９年度予算において更なる引上げを検討する考えはあるのか。また、私立学校と公立学校の教職員の給与格差について実態調査を行い、私立学校における教員確保や処遇改善を支援していくべきではないか」との質問に対し、「今後も、私学助成については、運営費補助と父母負担軽減事業補助の２本柱を維持した上で、教員確保や物価高騰等の社会情勢を踏まえながら、必要な補助について検討していきたい。また、給与の実態把握は重要と考えるため、調査方法も含め検討を進め、その結果を踏まえて必要な助成についても検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「公益財団法人いきいき埼玉・公益財団法人埼玉県国際交流協会の統合について」及び「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林委員長報告



副委員長　戸野部　直　乃

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「クビアカツヤカミキリ対策の進捗について」、「害獣捕獲従事者の確保策について」、「パートナーシップ構築宣言による農産物の価格転嫁について」及び「記録的な長雨による農作物の被害状況について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「クマの捕獲には高度な技術が必要であり、ハンターの育成には時間と費用がかかる。免許を有しながらも活動に参加していないペーパーハンターへの支援を含め、担い手の育成を早急に進めていくべきではないか」との質問に対し、「長瀞射撃場において、狩猟知識やノウハウを学ぶペーパーハンター研修や、基本技術を実地で学ぶ初級者研修を実施し、狩猟の現場で活躍できるよう支援している。クマに関する管理計画の策定を進めており、その計画の中でも、猟友会や市町村と連携しながら体制を強化し、ハンター育成の前倒しを行っていく。また、研修参加などの費用面での必要な見直しを図っていく」との答弁がありました。

次に、「９月の長雨により、収穫不能や品質低下に加え、水分量の差などを理由に、検査の対象にすらならない米も発生している。現地調査だけでなく、検査場や業者と協力し、正確な被害状況を把握するべきではないか」との質問に対し、「県では、普及指導員の巡回による現地調査に加え、農協や市町村から情報収集を行い、被害状況の把握に努めている。また、検査を開始している一部の農協に対しては、個別の聞き取りも実施している。今後、検査場における品質低下が数値で表れる可能性があるため、幅広く被害状況の把握に努めていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、農林部から「県営ほ場整備事業における不適切な事業執行について」の報告がありました。

その中で、「今回の不適切な事案では、組織としてのガバナンスが機能していなかったのではないか。また、第三者委員会の調査は、来年２月までにしっかりと結論を出せるのか」との質問に対し、「御指摘のとおり、組織のガバナンスが十分に機能していなかったことが要因である。今後は、第三者委員会の御意見等を踏まえ、新たなルール作りを進めていきたい。また、第三者委員会の調査については、丁寧な説明をさせていただくととも

に、関係職員や受注業者へのヒアリングを行っていただき、年度内に公正、中立かつ客観的な報告書を出していただけるようお願いしてまいりたい」との答弁がありました。

このほか、環境部から「大気環境の保全について」、農林部から「森林科学館の廃止に向けた検討状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療委員長報告



副委員長　金　子　裕　太

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案４件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第106号議案について、「認定こども園等の学級編成基準の変更により、学級担任の職に追加される主務保育教諭とはどのような職であるのか。また、配置する趣旨は何か」との質疑に対し、「主務保育教諭は、一般職である保育教諭と、管理職である主幹保育教諭との間の現場のリーダー役として新設されたものである。より現場に近い主務保育教諭の配置によって、就職して間もない職員に対する指導や、メンタル面でのサポートなどを行うことができ、若手職員が日々の業務で感じる不安や負担が軽減されると考えている」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第112号議案及び第113号議案について、「季節性インフルエンザと新型インフルエンザの違いについて、どのように認識しているのか」との質疑に対し、「新型インフルエンザは、新型インフルエンザ等対策特別措置法において、全国的かつ急速にまん延し、症状も重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと定義されている。県としても、季節性インフルエンザとは感染力及び重症度が異なる感染症だと認識している」との答弁がありました。

このほか、第107号議案についても活発な論議がなされました。

続いて、討論に入りましたところ、第106号議案に反対の立場から、「保育現場における役割が違う他の専門職を、保育士の代替として配置基準に加えられるという条例改正が含まれている。それぞれの専門職の専門性は、保育士の専門性とは異なるものであって、保育士の代替として扱うべきものではない」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案４件について採決いたしましたところ、第106号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「みなし保育士の要件緩和について」質問が行われました。

その中で、「みなし保育士の要件について、誓約書の提出など、一定の担保を設けた上で、研修修了見込者も要件を満たした者として認めることについて県の見解を伺う」との質問に対し、「研修修了見込みだけでは、保育士としての知識や経験の質の担保ができない。別の方法であれば、検討の余地はあると考えている」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、福祉部から「埼玉県こども・若者計画の進捗状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業委員長報告



副委員長　森　　伊久磨

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案１件及び請願１件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

「今回、返還対象となる国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、コロナ禍で影響を受けた中小企業向けの県制度融資に係る利子補給事業に活用されたとのことだが、総額でどれくらいの規模となるのか。また、県内中小企業の経営を支える上で、どのような効果があったと評価しているのか」との質疑に対し、「令和３年度から令和７年度に、利子補給事業として総額39億5,000万円を活用した。売上高等が前年同月比で減少した事業者などを対象に融資を実施し、利子補給率を手厚くしたことで、コロナ禍における事業者への資金繰り支援の強化に、一定程度の効果があったものと考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第２号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「所得税法では、事業に従事する配偶者や親族が

ある場合、同法第57条において、特例として、それらの者への給与を実額で経費に算入することを認めており、合理性があると考える。また、税制改正は、国民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、国政の場において、幅広い議論と検討がなされるべきである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「産業労働行政における中東情勢への対応状況について」質問が行われました。

その中で、「中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰や物流の停滞などの影響について、県内企業からどのような要望が寄せられ、それらに対し、具体的に対応した取組はあるのか」との質問に対し、「本年３月４日に、県内87か所に特別相談窓口を設置した。９月末時点で累計896件の相談が寄せられた。３月から５月まではシンナーや潤滑油等の資材調達に関するもの、６月以降は資材価格の高騰や資金繰りに関する要望が多かった。県では、県制度融資『経営あんしん資金』の経済変動特例により、事業者の資金繰りに万全を期すとともに、企業へのセーフティネット対策の一つとして、石油等由来製品の急激な価格高騰や供給不足に対する補助制度である『埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業補助金』を創設した」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、企業局から「水総合管理システムを活用した安定送水の取組」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備委員長報告



副委員長　小早川　一　博

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案５件及び請願１件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第104号議案について、「国庫補助事業の内定額が大幅な増額となった要因をどのように分析しているのか」との質疑に対し、「国において、通学路における緊急対策など、個別補助の充実等による事業の重点化の方針が示されている。このため、重点化の対象となる事業について、積極的に要望した結果、大幅な増額配分につながったものと考えている」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第105号議案について、「建設中の県営住宅に対する補正予算案には、今後見込まれる資材価格の上昇分も加味されているのか。また、工期短縮という観点から新たな建設工法の研究を行っているのか」との質疑に対し、「現時点では、見込まれる資材価格の上昇分を補正額に反映しているが、見込み分を超えた上昇があった場合には、改めて補正予算を要求したいと考えている。また、工事においては、コスト面等を踏まえ在来工法を採用しているが、現場での省力化や働き方改革を踏まえ、プレキャスト工法など工期短縮に資する工法について研究を続けていく」との答弁がありました。

このほか、第108号議案及び第114号議案についても活発な論議がなされ、第109号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案５件について採決をいたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第１号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「当該建築物は、都市計画法及び建築基準法に関する事項については川越市が、消防法に関する事項については川越地区消防組合が法令上の権限を有している。また、施設運営に関する説明や情報公開については、施設設置者が取り組む事項である。県においては、川越市からの相談に対する助言など必要な支援を行っていることから、県議会として改めて措置を求める必要性は認められない」等との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「川越市は建物撤去及び使用停止の命令を出したが、その期限は１年間であり、その間命令に従わず使用を続けて既成事実化されることを危惧している。川越市が対応することは承知しているが、他の市町村でも同じようなことが起きないように、県として管理監督することが重要である」等との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「県道・河川等の測量データのオープンデータ化について」質問が行われました。

その中で、「道路に関する測量データについて、申請受付から交付までオンラインで完結できる仕組みや、オープンデータ化を進める予定はあるのか」との質問に対し、「道路台帳の一部である平面図については、公開に向けて、個人情報を削除する作業を進めており、今年度中に埼玉県ＧＩＳで公開する予定である。また、境界の座標値等の測量データの公開に当たっては、個人情報や未確定箇所などの課題を整理しながら、オープンデータ化に向けて取り組んでいく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県土整備部から「一級河川笹目川における流域水害対策計画（関係住民への意見聴取）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を

終わります。

文　　教
委員長報告



副委員長　栄　　寛　美

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案１件及び請願２件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

「学校教育改革推進費に関して、国の制度を活用して進めていくことは重要であるが、３年間の国庫補助事業が終了した後も、県としてどのように継続していくか検討すべきと考えるが、いかがか」との質疑に対し、「本事業終了後、高校教育改革の先導拠点校で実施した教育を他校でも生かしていく。本事業をきっかけに、県として、各学校が自走できる仕組みを真剣に考えてまいりたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

まず、議請第３号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「令和８年度から、公立の小学校段階の児童の学校給食費について、抜本的な負担軽減が実施されている。県による国への働き掛けも、適切な対応が既に実施されている。県が市町村に給食費を補助することで、地域や学校の実情に応じた取扱いに格差が生じ、財源の確保だけでなく公平性、柔軟性の観点からも課題があるため、国の検討結果を踏まえて県としての対応を検討すべきである」等との意見が出されました。

次に、趣旨採択すべきとの立場から、「学校給食費について保護者の負担軽減を進め、給食の質を確保するという本請願の趣旨については賛同するが、地域によって差が生じることのないよう、国が責任を持って実施することが望ましい。県がその費用を負担することについては、慎重な検討が必要である」、「こどもたちの健やかな成長を支える学校給食の重要性と、子育て世帯の経済的負担を軽減する必要性は理解しており、国に対して意見書を提出することには賛同する。一方で、県が市町村に補助を行う場合、給食費は市町村によって異なるため、どのような基準とするのかを慎重に考える必要があり、客観的なデータに基づいて適切な基準額を検討していくべきである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成する者がなく、不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第４号につきましては、採択すべきとの立場から、「児童生徒の安全確保を最優先とするためには、暴力事案等が発生した場合、県全体で重大事態の認定や報告に関する統一的な制度運用ができるようにする必要がある。また、制度運用については、県教育委員会として不断の検証と改善が必要である」等との意見が出され、採決いたしましたところ、総員をもって採択すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災
委員長報告



副委員長　深　谷　顕　史

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案１件及び請願１件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「川口北警察署の新設に関して、その背景、必要性及び具体的な効果はどのようなものか」との質疑に対し、「川口市は、都市化や人口増加に加え、刑法犯認知件数や交通事故件数等が県内でもさいたま市に次ぐ高水準にある。また、同市内の警察署の負担や庁舎の狭あい化も課題となっていたことから、警察署新設を進めた。新設の効果として、警察官の増員や、警察車両の増車により、通報への迅速な対応が可能となることで川口市全体の警察力強化につながるほか、運転免許窓口や生活安全相談室の増設により県民サービスの向上も期待される」との答弁がありました。

また、「警察署新設による各種許認可申請等の窓口変更で混乱が生じないようにするために、住民へどのように周知するのか」との質疑に対し、「本議案可決後に、川口警察署及び武南警察署のホームページにお知らせを掲載するほか、両警察署窓口でのチラシの配布やラジオ番組等の広報媒体に依頼するなど、周知活動を実施していく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第１号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「当該集会所については、川越市が都市計画法に基づき、建物の撤去と使用停止の命令を出しており、同市は集会等を行っていないことを確認している。このた

め、現在、交通混雑や違法駐車、騒音などの実態はない。また、建築基準法に基づく指導は川越市、消防法に基づく検査等は川越地区消防組合が権限を有しており、安全対策は両団体が担っているため賛成できない」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成する者がなく、不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「過積載車両について」質問が行われました。

その中で、「過積載車両について、どのような取組を行っているのか」との質問に対し、「通報などがあった場合、過積載車両に対して、交通指導取締りを継続して実施しており、高速道路交通警察隊では、ヘリコプターを活用し、地上と連携した取締りを実施している。また、過積載違反を重点とする、県下一斉交通指導取締日を指定するほか、県境においては、国などの関係機関と連携して合同取締りを実施している」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、警察本部から「大宮駅東口防犯カメラ事業の対応について」、危機管理防災部から「令和８年熊本地震に対する県の対応について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

５か年計画特別委員長報告



委員長　中屋敷　慎　一

５か年計画特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、「新たな５か年計画の策定等に関する件」であり、第115号議案として付託されました。今回は、第115号議案のうち、埼玉県５か年計画案の総論等について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県の目指す未来では、『2040年を見据えて』との副題があるが、今回の計画案は、2040年から逆算した計画となっているのか。長期的な将来像と、５年間の政策目標をどのように結びつけているのか」との質疑に対し、「2040年は団塊ジュニア世代が全て高齢者となり、人口構造が大きく変化する年であることを踏まえ、バックキャスティングで今回の５か年計画を策定し、2040年に向けた具体的な第一歩としての政策目標を掲げている」との答弁がありました。

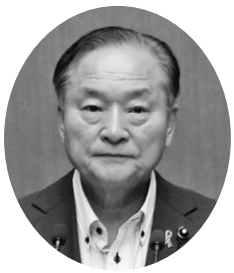
次に、「合理的根拠に基づく施策立案、すなわちＥＢＰＭにおいて、データだけでは把握しきれない県民の声や思いをどのように施策に反映しているのか」との質疑に対し、「今回の計画案では、地域の実情を把握するため、知事や職員が現場に赴き、県民や企業と直接対話を重ね、現場の声を施策立案に生かすとしている。また、数値化しづらい県民の声については、県民満足度調査などを踏まえて、県民の声を把握して施策に生かしていく」との答弁がありました。

次に、「ＡＩなどのデジタル技術の活用について、セキュリティ対策やリスク管理には、専門性を有する人材や組織体制の整備が必要と考えるが、全庁的なデジタルに関する取組を、誰が旗振り役となって進めていくのか」との質疑に対し、「御指摘のとおり、ＡＩの活用を推進する上で、リスク管理や専門的知見は必要であると考える。現在、次期埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定しているため、その中で、専門性や権限の管理、体制についても検討している」との答弁がありました。

以上のような質疑が終了したところで、委員長の私から、本議案は広く県政全般に係る計画であるため、会期中の限られた期間で結論を出すのは困難であり、十分な審査時間を確保できる状況の中で、より慎重に審査することが必要である。そのため、本議案については、閉会中の継続審査として、慎重に審査したい旨発議したところ、総員をもって了承された次第であります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、第115号議案につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策特別委員長報告



副委員長　関　根　信　明

自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」でありますが、今回は、「農林業・農山村の循環型社会への貢献について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「環境負荷低減に取り組む農業経営体への支援について、農業者だけの負担とせず、もうかる農業の取組と両立させるための消費者を巻き込んでいく取組も必要と考える。県ではどのように行っているのか」との質

問に対し、「農業者が環境負荷を低減して生産した農産物に、登録認定機関による認証マーク等を表示して販売する制度を運用しており、消費者等に対しても県ホームページやＳＮＳ、各種イベントなどを通じて積極的に周知していく。さらに、希望する生産者に対しては商談会やマルシェへの出店支援を行い、消費者等とのマッチングを図っている。また、取引先からは、一定の供給量が求められることから、生産量を増やしていくことが重要である」との答弁がありました。

次に、「都市部には森林環境譲与税を貯めている市町村もあると聞いているが、県産木材の積極的な利用について、県から各市町村に更なる働き掛けを行うべきであると考えるがいかがか」との質問に対し、「県では、都市部市町と山側市町村の連携による木材利用や森林整備が進むよう『埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター』を設置し、マッチングを支援している。また、木造建築に関する技術的助言や県産木材利用に関する情報提供などを行う『埼玉県木造建築技術アドバイザー制度』を創設し、小鹿野町庁舎や坂戸市の保育園の整備など、これまでに16市町が利用している。このような木材利用について、市町村への働き掛けや需要開発に積極的に取り組んでいく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革特別委員長報告



副委員長　杉　田　茂　実

地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・ＳＤＧｓの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにＤＸの推進に関する総合的対策」でありますが、今回は、「地方財源の確保対策について」及び「地方創生・ＳＤＧｓの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉版ＳＤＧｓの推進について、埼玉県ＳＤＧｓパートナー等の登録者数を増やしていくことは重要である一方、数を増やすことだけが目的ではないと考える。登録した企業や団体等の取組や成果などの質については、どのように把握しているのか」との質問に対し、「埼玉県ＳＤＧｓパートナーは、企業や団体等が自ら具体的な目標を設定し、県に登録する制度である。この目標について、毎年提出される取組進捗状況報告書により、各企業の進捗状況を把握している」との答弁がありました。

次に、「税源の偏在是正について、国に対して、恒久的に税源の偏在が生じない税制の確立を求めているのか。また、県としても、恒久的に偏在が生じない税制の在り方について研究しているのか」との質問に対し、「まずは、喫緊の課題として、国に対して、令和８年度与党税制改正大綱で示された具体的な措置を早急かつ確実に講ずるべきと要望している。あわせて、法人の地域における事業活動の実態に応じて、当該地域の税収となり、かつ、偏在が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するように要望している。一方、自治体の課税状況や財政状況などの情報は、国が一元的に集約しているため、自治体間の税収偏在や財政力格差に係る要因及び課題の分析、地方法人課税の公平性の在り方については、国が責任を持って検討を行うべきと考えている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

公社事業対策特別委員長報告



副委員長　逢　澤　圭一郎

公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「埼玉県道路公社」、「株式会社さいたまリバーフロンティア」及び「公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、埼玉県道路公社について、「三郷流山橋有料道路開通による周辺道路の交通量や渋滞緩和などの整備効果をどのように検証しているのか。また、利用促進と地域経済の活性化を図るため、今後どのような取組を行うのか」との質問に対し、「県が開通１年後に行った調査では、新三郷駅付近から流山おおたかの森駅付近までの

移動時間が最大38分短縮されたほか、流山橋付近の交差点における渋滞時の最大の長さが600メートルから120メートルに短縮された。今後も、地域イベントでのＰＲや近隣商業施設との連携、関係自治体で組織された三郷流山橋有料道路利用促進協議会による周知を通じて、利用促進につながる取組を行っていく」との答弁がありました。

次に、株式会社さいたまリバーフロンティアについて、「近年は各地で豪雨や猛暑による被害があるが、ゴルフコースの水害時の被害回避機能や、猛暑への対策をどのように行っているのか」との質問に対し、「三つのゴルフ場はいずれも河川敷で経営しているため、大雨で水が流れ込んだ際に、河川の流下能力を阻害しないよう、工作物の撤去を行うなど、事前に適切な対応をしている。また、猛暑対策について、芝はデリケートで暑さ対策が重要であることから、品質管理のために保水率や芝の色合いをよく観察し、気温や天候の変化などに迅速かつ的確に対応するほか、月１回の担当者会議でコース管理のノウハウや技術を共有している」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団について、「学校教育との連携に関して、小中学校を中心とした取組が行われているが、次世代の技術者などの確保を踏まえると高校生向けの出前講座も重要である。また、親子でも参加できる体験型の事業などを充実させる考えはあるのか」との質問に対し、「高校での授業支援の取組を行っているが、出前講座についても、相談があれば丁寧に対応したい。また、体験事業については『まいぶんフェスタ』を行っているが、親子で参加できる体験事業の重要性は認識しており、今後の充実について検討していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策特別委員長報告



副委員長　柿　沼　貴　志

少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」でありますが、今回は、「地域医療について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「災害時連携病院の指定について、現行の埼玉県５か年計画のＫＰＩでは35病院と設定しているが、今年度末までに達成するのか」との質問に対し、「現在、32病院を指定している。今年度は、指定を希望する３病院と協議を進めており、順調に進めば、埼玉県５か年計画における目標を達成できる見込みである」との答弁がありました。

次に、「医師確保のため、奨学金制度や研修資金制度などの取組が進められているが、限られた財源の中で、費用対効果の検証が重要と考える。制度の利用者数だけではなく、実際の医師確保や定着の成果をどのように検証し、今後の施策にどう反映するのか」との質問に対し、「奨学金制度について、現在、貸与者223人が県内で勤務しており、医師数は着実に増加している。費用対効果の視点では、途中離脱などで、将来的に県内で勤務しないことを防ぐことが重要である。現時点で、奨学金対象者の離脱率は3.9％となっており、全国平均を下回っているが、離脱率を可能な限り下げる必要があると考えている。離脱を防止するため、医師のキャリア形成を支援するキャリアコーディネーターの配置などを行っている。また、県内病院のオンライン説明会の開催などにより、早期から県に関心を持ち、定着を促す取組を進めている」との答弁がありました。

次に、「本県のがん検診受診率は、主要な五つのがん全てで全国平均を下回り、早期発見の機会を逃している県民は少なくない。北海道の事例のように、薬局などの県民の生活動線における薬剤師の声掛けが受診率向上に効果的である。ポスターの掲示のみではなく、薬局窓口における直接の受診勧奨や、年齢層ごとの特徴に応じた具体的な勧奨策を、市町村とどのように展開していくのか」との質問に対し、「薬剤師との連携については、埼玉県薬剤師会や日本チェーンドラッグストア協会と連携し、啓発カードを配布するとともに、薬局窓口での直接の受診勧奨を行っている。年齢層別の受診勧奨について、60代以上は、退職を機に受診率が低下する傾向がある。個別の受診勧奨や未受診者への声掛けが有効とされているが、県内市町村では、個別の受診勧奨が27団体、未受診者への声掛けが23団体に留まっているため、これらの取組を推進するよう市町村に促していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策特別委員長報告



副委員長　橋　詰　昌　児

経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」でありますが、今回は、「先端産業の推進と企業誘致について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「成長が見込まれる分野の技術・製品開発について、事業が成長する際に必要な資金調達につながる取組としては、どのようなものがあるのか」との質問に対し、「県において研究開発支援の補助を行っているほか、埼玉県産業振興公社では、国の実施する設備投資への補助を獲得するための情報提供や、申請時の相談などの支援を行っている。また、渋沢ＭＩＸでは、民間投資会社や県内金融機関と連携したファンドを設置しているほか、ベンチャーキャピタルに勤務する専門人材を配置している。引き続き、関係機関と連携しながら、研究開発から事業化、市場展開まで見据えた資金調達の支援に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「企業誘致が、既存の県内企業の人材確保に与える影響をどのように認識し、既存企業との人材獲得競争を激化させないためにどのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「御指摘のとおり、企業誘致によって、県内企業の人手不足を招くことがないように配慮する必要があると考えている。このため、県内に魅力的な企業を誘致するだけでなく、企業人材サポートデスクでの人材確保の相談や、大規模求人がある企業の要請により開催する緊急就職相談会などを実施し、就業者とのマッチングを進めている。県外で就業している県民の方も多く、令和２年現在で約930,000人おられるため、これらの方々も含め、県内での就業者を増やしていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策特別委員長報告



副委員長　松　井　　弘

危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」でありますが、今回は、「災害に強い県土づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「橋りょうの耐震化や無電柱化、幹線道路の整備については、輸送ルートの確保や代替ルートの設定を含め、複合的に検証を行い、その結果を各事業の優先順位に反映しているのか」との質問に対し、「橋りょうの耐震化については、緊急輸送道路が非常に重要であることから最優先に進めている一方、無電柱化は緊急輸送道路のうち、道路閉塞リスクの高い市街化区域を優先するなど、事業ごとに方針を定めて進めている」との答弁がありました。

次に、「災害時のトイレ機能確保は重要であるが、熊本地震では、断水や下水道の損傷などにより、マンホールトイレが使用できない事例もあった。県営公園のマンホールトイレは断水時にどの程度使用できるのか。また、マンホールトイレが使用できない場合の代替トイレ及び洗浄水の確保などの対策をどのように講じているのか」との質問に対し、「指定緊急避難場所等に指定されている21か所の県営公園では、断水等がない限りは、非常用電源の確保によりトイレ機能の維持が可能であるため、まずは、既存トイレ設備の利用を想定している。また、断水時等には、県南部等の８か所の県営公園に設置しているマンホールトイレも活用できるほか、20か所の県営公園では、耐震性貯水槽や災害用井戸を整備しており、水の確保が可能な機能を備えている」との答弁がありました。

次に、「防災活動拠点である北本自然観察公園内の一部通路が使用できない状況にあるが、指定管理者は避難誘導の方法を関係者や地域住民へふだんから周知しておくなど、災害時の混乱防止に取り組んでいるのか」との質問に対し、「御指摘のとおり、災害時に混乱が生じる可能性があるため、公園のホームページなどでの情報発信を強化するとともに、県としても指定管理者に委ねるだけでなく、市と連携し、情報発信の方法などを検討していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本

委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員長報告



副委員長　萩　原　一　寿

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」でありますが、今回は、「文化の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「芸術実践・鑑賞層の拡大の取組は、コアなファンだけでなく、文化芸術に親しむ人の裾野を広げるべきと考えるが、具体的にどのような成果があったのか。また、彩の国さいたま芸術劇場や埼玉会館などの拠点があることで、県民の文化芸術への関わりにどのような好影響をもたらしてきたのか」との質問に対し、「文化芸術に親しむ人の裾野を広げるためには、関心が高くない方に文化芸術に触れるきっかけをつくることが重要と考える。埼玉県芸術文化振興財団によるＳＮＳなどを活用した情報発信のほか、無料コンサートの定期的な開催やシェイクスピア公演に県内高校生を無料招待するなど、きっかけづくりに取り組んだ。その結果、令和７年度の県政世論調査における文化芸術を鑑賞している県民の割合は、令和元年度と比較して増加している。また、彩の国さいたま芸術劇場では、芸術性の高い舞台作品を発表しており、埼玉会館では、ホールや展示室を貸し出し、県民が安心して活動できる場の提供を行っている。これらの拠点があることで、地元埼玉で質の高い舞台芸術に触れられるとともに、主体的な文化芸術参加を可能にしている」との答弁がありました。

次に、「埼玉県文化アプリ『ぶんたま』では、伝統文化の魅力を発信するとともに、体験活動やイベントなど様々な情報が掲載されているが、多くの方に情報を届けるためどのように取り組んでいるのか。また、利用者がアクセスし続けるために、使い勝手や利便性をどのように改善していくのか」との質問に対し、「多くの方に利用していただくためには広報が重要であり、県の公式ＳＮＳや広報アンバサダーを活用している。また、県内の伝統芸能などの写真をＳＮＳで応募するフォトコンテストや、スタンプラリーなどの企画を実施し、利用拡大を図っている。使い勝手や利便性については、伝統文化団体などから意見を頂きながら継続的に改善していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

八潮市道路陥没事故調査等特別委員長報告



委員長　宇田川　幸　夫

八潮市道路陥没事故調査等特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」でありますが、今回は、「復旧工事の進捗状況」及び「補償の実施状況等」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「個別訪問を行った結果、なお補償の申込みに至らない方について、どのような事情があるのか。また、今後こうした方々に対してどのように支援を続けていくのか」との質問に対し、「営業補償では、通行証を配布したり、中央分離帯を撤去して右折可能にしたりするなどの対策に努めたところ、影響を最小限に抑えられたと考えている。また、電気代等の補償では、事故以前に比べ電気の使用実績が思っていたよりも増えていない世帯が多かったと推測している。他方、申込みに必要な書類をそろえたり、手続が面倒であると感じていたりする方がいることは認識している。こうした方々には過去の決算書類や電気代等の請求明細書などの取得方法を具体的にお示しするなど、できる限り丁寧な支援を行っている。また、補償の申込みについては、復旧工事が完了するまで対応する予定であり、毎月発行しているかわら版で案内させていただく。補償の申込みのない方には、個別にお知らせを郵送するほか、引き続き個別訪問を行うなど、丁寧に寄り添った対応により、申込みしやすい環境を提供していきたい」との答弁がありました。

次に、「本年６月定例会で、県が管理する流域下水道の全ての管路を対象に、複線化などリダンダンシー確保の必要性を検討していくとの答弁があったが、具体的にどこまで進んでいるのか」との質問に対し、「今年度は全ての管路を対象にリダンダンシー確保の必要性を検討

することとしており、現在委託手続を進めている。この検討結果を踏まえて、令和９年度は、リダンダンシー確保計画を策定していきたい。この計画では、流域ごとに、今後10年程度で実施する複線化などの対策を位置付ける予定である」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、審査を踏まえて発言のあった意見・提言の主なものについて申し上げます。「個別訪問・個別相談は補償の申込手続の案内だけではなく、被害に遭われた方の課題解決に取り組むなど、更に寄り添った対応をすること」、「リダンダンシー確保の検討は可能な限り速やかに進めて、県内全域の流域下水道の安全性確保を図ること」などであります。

次に、本県議会から、国に対し、国民の命と暮らしを守るため、持続可能で安全な下水道システムを構築し、事故が発生した施設の管理者の財政力や個別の判断に左右されることなく、迅速かつ公平に救済される仕組みを国の責任において整備することを強く求める「八潮市道路陥没事故を踏まえた下水道施設の強靭化対策の推進及びインフラ事故被災者支援制度の確立等を求める意見書」を本委員会として提出することを求める動議が提出され、採決いたしましたところ、総員をもって可決されましたので、本委員会委員の連名で提出することといたしました。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。